

## 公益財団法人草の根事業育成財団 草の根育成助成に関する規程

平成 30 年 2 月 15 日  
規 程 第 10 号

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人草の根事業育成財団が、当財団定款第 3 条の規定に基づき、心豊かな市民生活が実現するため、これに寄与する優れた事業に対する助成制度の実施に関し、必要な事項を定める。

### (名 称)

第 2 条 本助成制度の名称は、「草の根育成助成」とする。

### (交付の対象及び助成交付額)

第 3 条 交付の対象となる事業及び諸条件、対象経費並びに助成額は選考委員会で決定するものとする。

2 交付の対象となる事業実施期間は、以降、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

### (交付の申請)

第 4 条 助成対象者は、助成の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書を当財団の代表理事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第 5 条 代表理事は、第 4 条の規定による交付申請書の提出があったときは、草の根育成助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）による選考を踏まえ、交付決定を行い、交付決定通知書を助成対象者に送付するものとする。

### (選考委員会)

第 6 条 選考委員会は、本助成制度を円滑に且つ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 助成方針及び選考方法等の決定
- (2) 交付申請された事業の採否に関する確認
- (3) 交付決定された事業の完了報告と事業成果の確認

2 選考委員は、6 名以上 10 名以内で構成する。

3 選考委員は、代表理事が委嘱する。なお、理事が選考委員を兼務することを妨げない。

4 選考委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (選考委員会の運営)

第 7 条 選考委員会は、代表理事が招集する。

- 2 委員長及び副委員長を各1名置く。委員長及び副委員長は代表理事が委嘱する。
- 3 選考委員長は、議長となり議事を整理する。
- 4 選考副委員長は、選考委員長を補佐し、選考委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定するものとする。
- 6 選考委員会の議事については、議事録を作成し、代表理事に報告する。

(計画変更)

第8条 助成対象者は、交付決定された事業計画書に記載された内容を変更しようとするときは、あらかじめ所定の変更届を代表理事に提出しなければならない。

2 前項の場合、代表理事は、変更された事業の内容に応じて、第5条で定めた助成金額を変更することができる。

(事業の中止・辞退)

第9条 助成対象者は、交付決定された事業を中止しようとするときは、あらかじめ所定の中止届を代表理事に提出しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の交付を辞退しようとするときは、あらかじめ所定の辞退届を代表理事に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 助成対象者は、助成を受けた年度の3月末までに事業を完了し、所定の完了報告書を代表理事に提出しなければならない。但し、やむを得ない事由により、期限までに事業を完了できないときは、代表理事の書面による承認を経て、期限を延長することができる。

(助成金交付額の確定)

第11条 代表理事は、前条の報告を受けたときは、完了報告書を精査し、適当と認められた場合は、助成金交付額を確定するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 代表理事は、第9条の規定により事業中止の届出があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定による交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 助成対象者が、この規程に違反した場合
- (2) 助成対象者が、交付申請書等助成に必要な書類に事実と異なる記載をし、不当に助成を受けた場合
- (3) 助成対象者が、交付決定された事業以外の用途に助成金を使用した場合
- (4) 助成対象者が、交付決定された事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後に生じた事情により、交付決定された事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の場合において、助成金の全部又は一部を取り消された助成対象者は、既に交付されている事前交付助成金のうち、その取消しに係る額を、代表理事の指定する日までに返還するものとする。

(助成金の支払)

第13条 代表理事は、第11条の規定により、助成金交付額が確定した場合は、翌月末までに確定した助成交付額の全額を助成対象者の金融機関口座へ支払うものとする。

2 但し、第14条により助成金の事前交付を受けた申請対象者に対しては助成金交付確定額と事前交付金額の差額を支払うものとする。

(助成金の事前交付)

第14条 助成対象者は、助成金の事前支払を受けようとするときは、あらかじめ所定の事前交付申請書を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の申請を受けたときは、事前交付申請書を精査し、相当と認められた場合は、翌月末までに認められた金額の全額を助成対象者の金融機関口座へ支払うものとする。

3 事前交付額の上限は交付内定額の50%とする。

(調査等)

第15条 代表理事は、交付決定された事業の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告を求め、又は財団職員に帳簿書類等を調査させ、又必要な指示をさせることができる。

2 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守し、その状況を代表理事に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、本助成制度の実施に関し、必要な事項は代表理事が定める。

附 則 (平成25年11月24日 規程第6号)

1 この規程は、平成25年11月24日から施行する。

2 平成27年2月16日より、本改訂版を施行する。

3 平成30年2月15日より、本改訂版を平成30年2月15日 規程第10号として施行する。